

中部大学外部評価実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、中部大学内部質保証推進委員会規程第5条に規定する中部大学（以下「本学」という。）における外部評価の実施について定める。

(評価項目)

第2条 学長は、次条に定める外部評価員に対し、以下の事項に関する点検・評価を依頼し、助言を得るものとする。

- (1) 3つのポリシーを踏まえた取組みの適切性について
- (2) 内部質保証について
- (3) 教育課程・学習成果について
- (4) 学生の受け入れについて
- (5) その他学長が諮問する事項について

(外部評価員)

第3条 外部評価員は、次に掲げる者のうちから学長が委嘱する。

- (1) 有識者
 - (2) 企業関係者
 - (3) 春日井市長または職員
 - (4) 春日井市内高等学校長
 - (5) その他
- 2 外部評価員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 外部評価員は、外部評価実施を通じて取得した本学に関する情報および資料を目的以外に使用せず、第三者に開示または漏洩してはならない。また、外部評価のために本学が提供した情報および資料については、次条に定める外部評価結果の提出と併せてすべて返却するものとする。

(実施の回数・方法・手順)

第4条 外部評価は毎年度1回実施し、その方法は、原則として書面によるものとする。

- 2 学長は、自己点検・評価シート等、評価に要する情報・資料を外部評価員に提供し、自己点検・評価の在り方と諮問事項に関する外部評価の実施を依頼する。
- 3 外部評価員は、前項の資料を精査した後、本学への質問・確認事項をまとめ、学長に提出する。
- 4 学長は、前項の質問・確認事項に関する学内の情報を集約し、外部評価員に回答する。
- 5 外部評価員は、前項の回答を踏まえた本学への助言を外部評価結果としてまとめ、学長に提出する。
- 6 学長は、外部評価結果に事実誤認等が含まれる場合、その訂正を外部評価員に求めることができる。

(外部評価結果の報告)

第5条 学長は、外部評価結果を内部質保証推進委員会（以下、「委員会」という）に報告する。

(庶務)

第6条 会議に関する庶務は、大学企画部において処理する。

(改正)

第7条 この要項の改正は、委員会の審議事項とする。

附 則

この要項は、2023年1月13日から施行し、2023年1月1日より適用する。

附 則

この要項は、2023年9月11日から施行し、2023年9月1日より適用する。

附 則

この要項は、2025年7月14日から施行し、2025年4月1日より適用する。